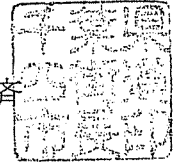


平成27年12月9日

みそら自治会

会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡 齊



第9回対市交渉会の議題について（回答）

平成27年11月24日付けみそら自-27-18で示された第9回交渉会の議題について、下記のとおり回答します。

記

1 現ごみ処理施設の稼働停止時期について

次期ごみ処理施設の稼働に伴い、現ごみ処理施設の稼働を停止する予定です。

現段階では最短で平成33年9月末日に稼働停止する事ができるよう最大限の努力を致しますが、外的要因等により延びる可能性も含んでいる事をご理解ください。

なお、貴自治会が5年以内の稼働停止を求められるのであれば、それが可能である技術的及び法的根拠をお示しください。

2 現ごみ処理施設の稼働停止に向けた具体的な計画について

市民が日々排出するごみを適正に処理するためには、5年以内に現ごみ処理施設の稼働を停止させることはできません。

従って、現ごみ処理施設を5年以内で稼働停止する具体的な計画を示す事はできません。

なお、本年3月31日までに現ごみ処理施設の稼働停止ができなかった事から、確認書2（6）に基づく補償についての協議を進めたく、貴自治会が求めるペナルティに対する補償金について、第9回交渉会において金額及びその根拠をお示しください。

また、第9回交渉会には弁護士が同席しますのでご承知おきください。